



栃木県公報

平成27年
5月27日(水)
号外
第41号

目次

条 例

○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正（栃木県条例第30号）

- 1 平成27年5月21日から平成28年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例（平成二十五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

- 平成27年6月10日
- 平成27年6月12日
- 平成27年6月16日
- 平成27年6月17日
- 平成27年6月26日
- 平成27年9月17日
- 平成27年9月24日
- 平成27年9月28日
- 平成27年9月29日
- 平成27年10月13日
- 平成27年11月27日
- 平成27年12月1日
- 平成27年12月3日
- 平成27年12月4日

平成27年12月17日

平成28年2月19日

平成28年2月23日

平成28年2月25日

平成28年2月26日

平成28年3月9日

平成28年3月24日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会事務局)